

聖籠町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第十一号

聖籠町税条例の一部を改正する条例

聖籠町税条例（昭和三十五年聖籠町条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一条第一項を次のように改める。

第四十四条の規定は、法第三百四十八条第二項第九号、第九号の二又は第十二号の固定資産について法附則第四十一条第三項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第四十四条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第四十一条第三項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第二十一条第二項を削る。

附則第二十一条の二中「附則第四十一条第十五項各号」を「附則第四十一条第九項各号」に改め、同条第一号及び第二号中「附則第四十一条第十五項」を「附則第四十一条第九項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。